

平成30年度 四国厚生支局管内確定給付企業年金監査時の指摘事項

区分	指摘事項
給付に関する事項	裁定請求書には、法令及び規約に基づく添付書類を提出させること。
資産運用に関する事項	年金給付等積立金の運用について、運用の基本方針を策定すること。
財務及び会計に関する事項	現金の出納及び保管は、厳正かつ確実に行うこと。
業務概況の周知状況	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。
個人情報の保護に関する事項	加入者等の個人情報を取扱う基幹システムに接続されたネットワークとインターネットに接続されたネットワークを物理的又は論理的に分離をすること。
個人情報の保護に関する事項	事業者は企業年金等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取扱う従業員に対し、必要な教育及び研修を実施すること。
個人情報の保護に関する事項	基幹システムに保管されている個人情報を直接取り扱う作業はインターネットに接続されたパソコン等では行わないこと。
個人情報の保護に関する事項	基幹システムにある個人データを外部の機関等へ電磁的方法により移送する場合は、暗号化・パスワードの設定等を必ず行うこと。
個人情報の保護に関する事項	特定個人情報ガイドラインを踏まえた基本方針や取扱規程等の策定を行うとともに、その詳細な取り扱いについては、特定個人情報ガイドラインに則り適切に行うこと。